

第 7 章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害対策計画について定めるものとする。

第 1 節 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、次のとおりとする。

第 1 災害予防

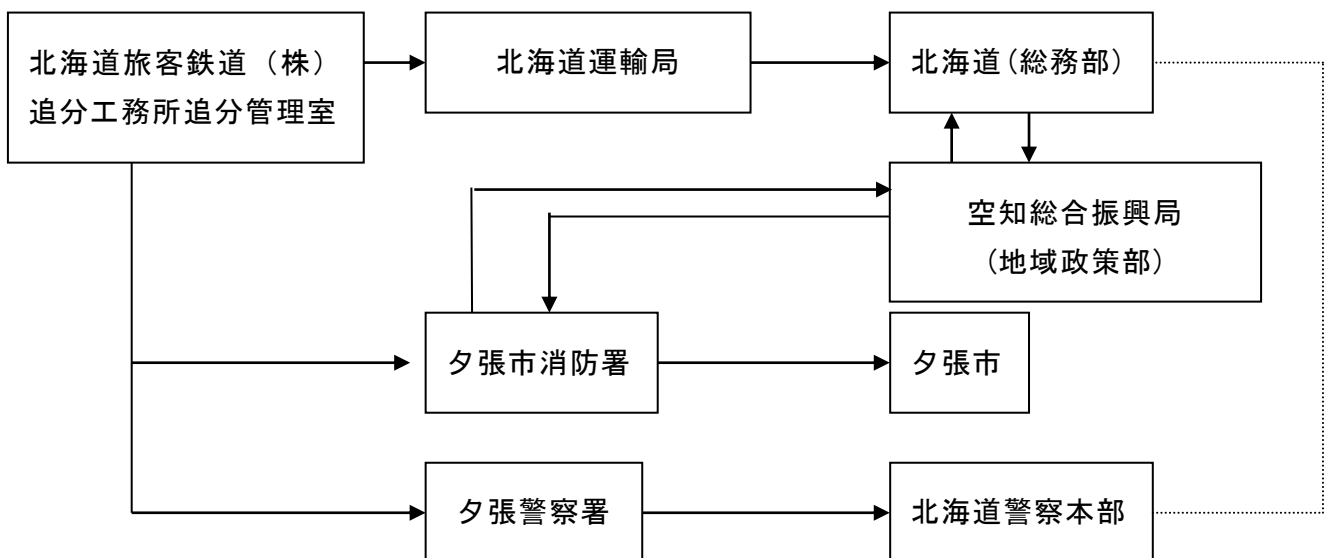
関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

第 2 災害応急対策

1. 情報通信

(1) 情報連絡系統

鉄道災害が発生した場合の連絡系統は、下記のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に

連絡するものとし、相互に情報交換を行うとともに応急対策の調整等を行う。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図るため行う災害広報は「第5章災害応急対策計画 第2節 災害広報計画」の定めるところによるほか、北海道旅客鉄道(株)により、被災者の家族等、旅客及び地域住民に対し実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確かつ適切に提供するものとする。

- ア 鉄道災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項
- カ 被災者の家族等への広報に関する情報

(2) 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通し、又は広報車等の利用により、次の事項について広報を実施するものとする。

- ア 鉄道災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧状況
- カ 避難の必要性等地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3. 応急活動体制

(1) 災害対策組織

市長は、鉄道災害が発生し又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施するものとする。

(2) 関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、鉄道災害通報を受けた場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、応急対策を実施するものとする。

(3) 災害(事故)対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、応急対策を行うものとする。

4. 救助救出活動

救助救出活動は、北海道旅客鉄道(株)が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第5章 災害応急対策計画 第4節 避難救出計画」の定めるところにより、迅速かつ的確に行う。

5. 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、「第5章 災害応急対策計画 第9節 医療計画」の定めによるもののほか、北海道旅客鉄道(株)も災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力するものとする。

6. 消防活動

消防署は、「第4章 予防計画 第7節 消防計画」の定めるところにより、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

また、北海道旅客鉄道(株)についても、鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるものとする。

7. 行方不明者の捜索及び死体の収容等

市等関係機関は、「第5章 災害応急対策計画 第16節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8. 交通規制

夕張警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 災害応急対策計画 第14節_災害警備計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

9. 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「本章 第3節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10. 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、「第5章 災害応急対策計画 第19節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより知事(総合振興局長)へ自衛隊の派遣を要請するものとする。

11. 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 災害応急対策計画 第18節 広域応援要請計画」に定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第 2 節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は高速自動車国道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、この計画の定めるところによる。

第 1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

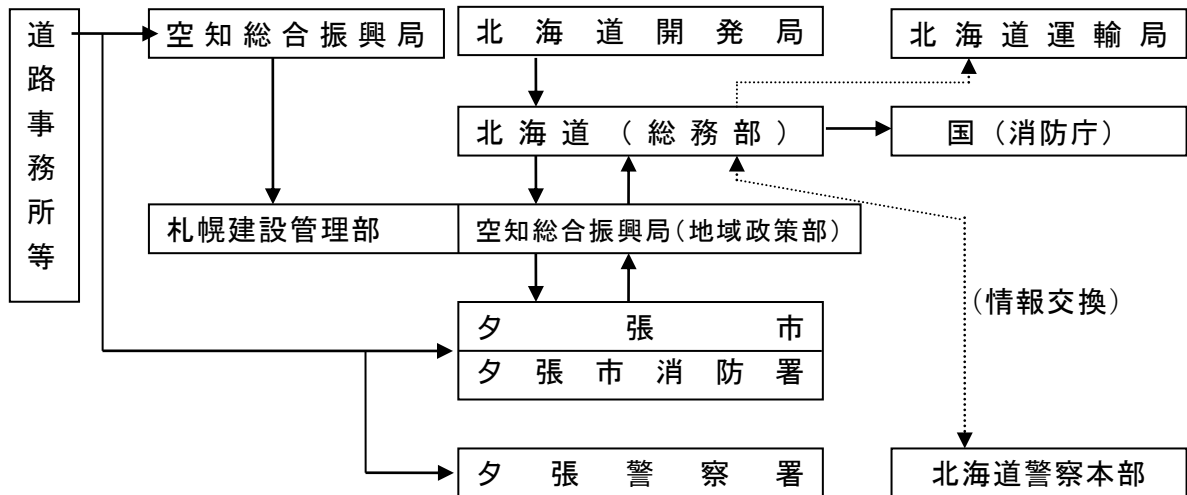
第 2 災害応急対策

1. 情報通信

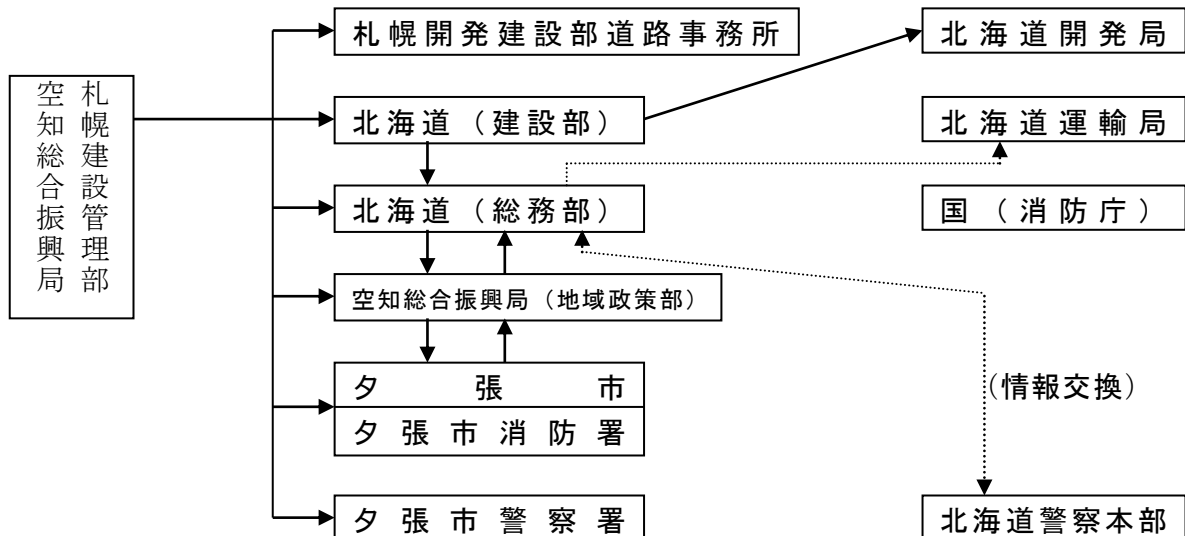
(1) 情報連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、下記のとおりとする。

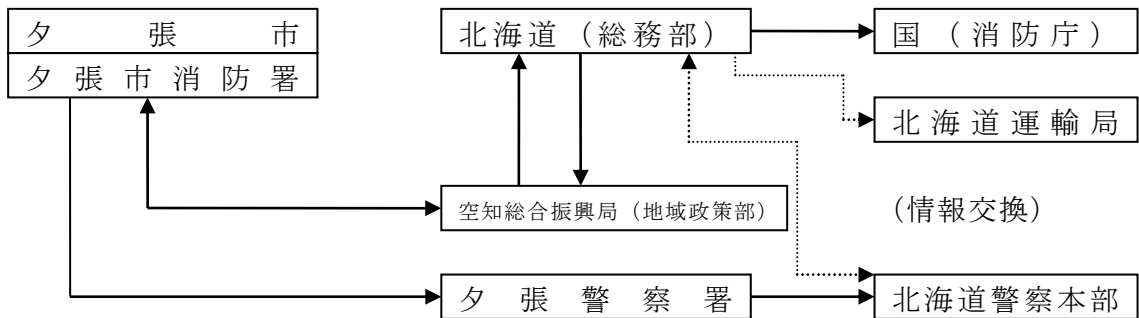
ア 国の管理する道路の場合



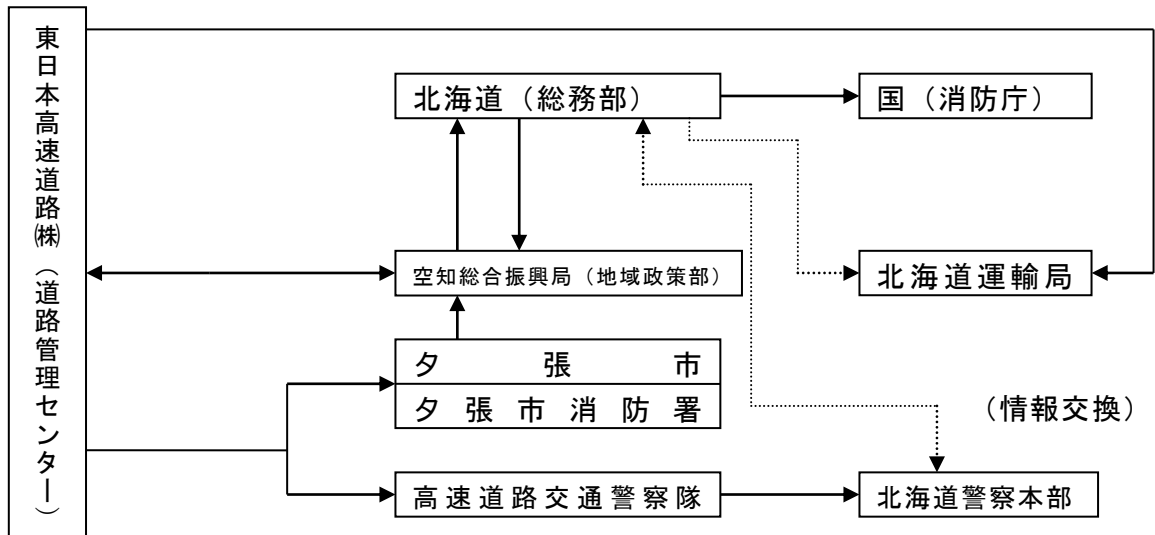
イ 道の管理する道路の場合



ウ 市の管理する道路の場合



エ 高速道路の場合



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとし、相互に情報交換を行うとともに応急対策の調整等を行う。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 災害応急対策計画 第2節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確かつ適切に提供するものとする。

- ア 道路災害の状況
- イ 家族等の安否情報

- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通し、又は広報車等の利用により、次の事項について広報を実施するものとする。

- ア 道路災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧状況
- カ 避難の必要性等地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3. 応急活動体制

(1) 災害対策組織

市長は、道路災害が発生し又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施するものとする。

(2) 関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、道路災害通報を受けた場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、応急対策を実施するものとする。

(3) 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、応急対策を行うものとする。

4. 救助救出活動

救助救出活動は、道路管理者が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第5章 災害応急対策計画 第4節 避難救出計画」の定めるところにより、迅速かつ的確に行う。

5. 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、「第5章 災害応急対策計画 第9節 医療計画」の定めによるもののほか、道路管理者も災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力するものとする。

6. 消防活動

消防署は、「第4章 予防計画 第7節 消防計画」の定めるところにより、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

また、道路管理者は、道路災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるものとする。

7. 行方不明者の捜索及び死体の収容等

市等関係機関は、「第5章 災害応急対策計画 第16節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8. 交通規制

夕張警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 災害応急対策計画 第14節 災害警備計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

9. 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「本章 第3節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10. 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、「第5章 災害応急対策計画 第19節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより知事(支庁長)へ自衛隊の派遣を要請するものとする。

11. 広域応援

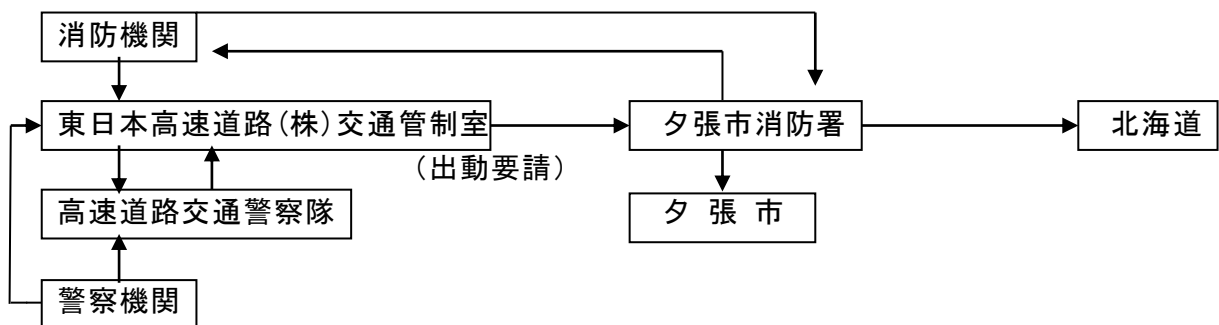
市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 災害応急対策計画 第18節 広域応援要請計画」に定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第3 高速道路事故等対策

高速道路において車両の衝突若しくは炎上又は積載物の爆発、転落等によって、大規模な消火活動、救急救助活動等必要とされる事故等が発生した場合の関係機関の応急対策は、次によるものとする。

1. 事故発生通報

事故等の発生通報は、次の系統により速やかに行うものとする。



(注) 1 東日本高速道路(株)から消防署への通報(出動要請)は、原則上下線方式による。

2 消防機関の相互応援要請に関する通報連絡は、「北海道広域消防相互応援協定」による。

2. 事故等対策現地本部の設置等

(1) 事故等対策現地本部の設置

ア 消火活動、救急・救助活動及び事故等の拡大防止などを迅速かつ円滑に実施するため、事故発生現場に「事故等対策現地本部」を設置する。

イ 「事故等対策現地本部」の構成は、夕張市消防署、高速道路交通警察隊及び東日本高速道路(株)の3機関とし、事故等の規模に応じ必要な関係機関の参入を要請することができるものとする

(2) 事故等対策現地本部の業務

ア 「事故等対策現地本部」は、事故等の対策を実施するための確に現場の状況把握を行うとともに、関係機関の諸活動の相互調整を行うものとする。

イ その他必要な事項については、「事故等対策現地本部」において決定するものとする。

第 3 節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、この計画の定めるところによる。

第 1 危険物の定義

1. 危険物

消防法第 2 条第 7 項に規定されているもの

[例] 石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など

2. 火薬類

火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 2 条に規定されているもの

[例] 火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

3. 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 2 条に規定されているもの

[例] 液化石油ガス、アセチレン、アンモニアなど

4. 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条に規定されているもの

[例] 毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

5. 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）」等によりそれぞれ規定されているもの

第 2 災害予防

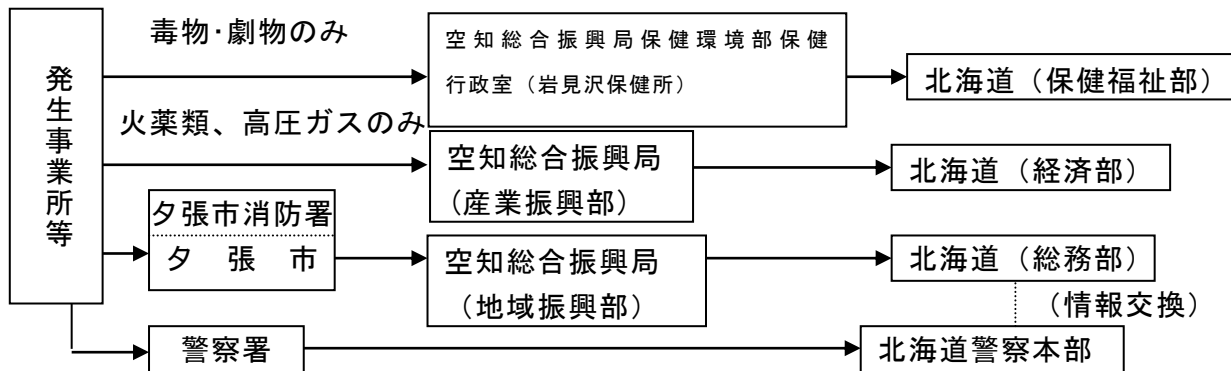
危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」）及び関係機関は、必要な予防対策を実施するものとする。

第 3 災害応急対策

1. 情報通信

(1) 情報連絡系統

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとし、相互に情報交換を行うとともに応急対策の調整等を行う。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 災害応急対策計画 第2節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確かつ適切に提供するものとする。

ア 災害の状況

イ 家族等の安否情報

ウ 危険物等の種類、性状、など人体・環境に与える影響

エ 医療機関等の情報

オ 関係機関の災害応急対策に関する情報

カ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車等の利用により、次の事項について広報を実施するものとする。

ア 災害の状況

イ 被災者の安否情報

ウ 危険物等の種類、性状、など人体・環境に与える影響

エ 医療機関等の情報

オ 関係機関の災害応急対策に関する情報

カ 避難の必要性等地域に与える影響

キ その他必要な事項

3. 応急活動体制

(1) 災害対策組織

市長は、危険物等災害が発生し又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施するものとする。

(2) 関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、危険物等災害通報を受けた場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、応急対策を実施するものとする。

(3) 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、応急対策を行うものとする。

4. 災害拡大防止

事業者及び危険物等取扱規制担当機関は、危険物等による災害の拡大防止を図るため、適切な応急対策を講じるものとする。

5. 消防活動

消防活動は、「第4章 予防計画 第7節 消防計画」の定めるところによるもののほか事業者との綿密な連携を図り、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

また、事業者についても、消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

6. 避難措置

市等関係者は、人命の安全を確保するため、「第5章 災害応急対策計画 第4節 避難救出計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

7. 救助救出及び医療救護活動等

市等関係機関は、「第5章 災害応急対策計画 第4節 避難救出計画」及び「第5章 災害応急対策計画 第9節 医療計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を迅速かつ的確に実施するものとする。

また、市等関係機関は、「第5章 災害応急対策計画 第16節_行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8. 交通規制

夕張警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 災害応急対策計画 第14節 災害警備計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

9. 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、「第5章 災害応急対策計画 第19節_自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより知事(総合振興局長)へ自衛隊の派遣を要請するものとする。

10. 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 災害応急対策計画 第18節 広域応援要請計画」に定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第 4 節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生するなど大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、この計画の定めるところによる。

第 1 災害予防

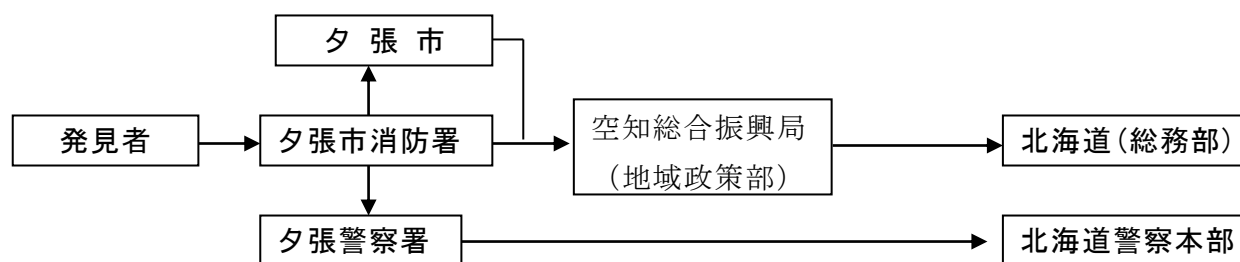
市及び消防本部は、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成等必要な予防対策を実施するものとする。

第 2 災害応急対策

1. 情報通信

(1) 情報連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、下記のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとし、相互に情報交換を行うとともに応急対策の調整等を行う。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、「第 5 章 災害応急対策計画 第 2 節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確かつ適切に提供するものとする。

ア 災害の状況

イ 家族等の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の災害応急対策に関する情報

オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車等の利用により、次の事項について広報を実施するものとする。

ア 災害の状況

イ 家族等の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の災害応急対策に関する情報

オ 避難の必要性等地域に与える影響

カ その他必要な事項

3. 応急活動体制

(1) 災害対策組織

市長は、大規模な火事災害が発生し又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施するものとする。

(2) 関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害通報を受けた場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、応急対策を実施するものとする。

(3) 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、応急対策を行うものとする。

4. 消防活動

消防活動は、「第4章 予防計画 第7節 消防計画」の定めるところによるもののほか人命の安全確保と延焼防止を基本とし速やかに火災の状況を把握し、重要かつ危険度の高い箇所及び地域を優先しながら消防活動を実施するものとする。

5. 避難措置

市等関係者は、人命の安全を確保するため、「第5章 災害応急対策計画 第4節 避難救出計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6. 救助救出及び医療救護活動等

市等関係機関は、「第5章 災害応急対策計画 第4節 避難救出計画」及び「第5章 災害応急対策計画 第9節 医療計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を迅速かつ的確に実施するものとする。

また、市等関係機関は、「第5章 災害応急対策計画 第16節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

7. 交通規制

夕張警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 災害応急対策計画 第14節 災害警備計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

8. 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、「第5章 災害応急対策計画 第19節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより知事(総合振興局長)へ自衛隊の派遣を要請するものとする。

9. 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 災害応急対策計画 第18節 広域応援要請計画」に定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第 5 節 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、この計画の定めるところによる

第 1 実施機関及び協力機関

林野火災の予消防対策を推進するため、「夕張市山火事予消防対策会議」を設け、実施機関相互の連絡、情報交換等、予消防対策の円滑なる実施を図るものとする。

1. 実施機関

夕張市・夕張市消防署・夕張市消防団・空知森林管理署・胆振総合振興局森林室・夕張警察署

2. 協力機関

夕張市教育委員会・王子木材緑化(株)・夕張市森林愛護組合・林材業者・造林業者・報道機関・夕張山岳会・夕張建設業協会・その他関係機関

第 2 予防対策

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることから、次により対策を講ずるものとする。

1. 一般入林者対策

山菜採取、登山、ハイキング、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を推進する。

- (1) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について広報紙等を活用し、広く周知する。
- (2) 入林の許可・届出等について指導する。
- (3) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

2. 火入れ対策

林野火災危険期間（4月～6月。以下「危険期間」）中の火入れは極力避けるとともに、火入れ対策として次の事項を指導する。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）及び夕張市火入れに関する条例に基づく市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- (2) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (3) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (4) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しない、たき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

3. 林内事業者対策

林内において、森林施業、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意のうえ適切な予防対策を講ずるものとする。

- (1) 火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置するものとする。

- (2) 火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼き箇所を設置し、標識及び消火設備を完備するものとする。
- (3) 火気責任者は、林野火災発生時に備えあらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を図るものとする。
- (4) 事業区域内から失火することのないよう森林所有者と協議して、万全の予防措置を講ずるものとする。

4. 森林所有者対策

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
- (2) 巡視員の配置
- (3) 無断入林者に対する指導
- (4) 火入れに対する安全対策

5. 森林愛護組合の協力

森林愛護組合は、本市における山火事予防の中核体をなすものであることから、市及び関係機関は、森林愛護組合の協力を要請するとともに、その活動強化のため連携を図るものとする。

第3 気象情報対策

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素であることから、関係機関は次により気象予警報の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

1. 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として札幌管区気象台が発表及び終了の通報を行うものとする。

なお、火災気象通報基準は、「第3章 災害情報通信計画 第1節 気象予警報等の伝達計画」のとおりである。

2. 火災警報

市長は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めるときは、消防法第22条の規定に基づき火災警報を発令することとする。

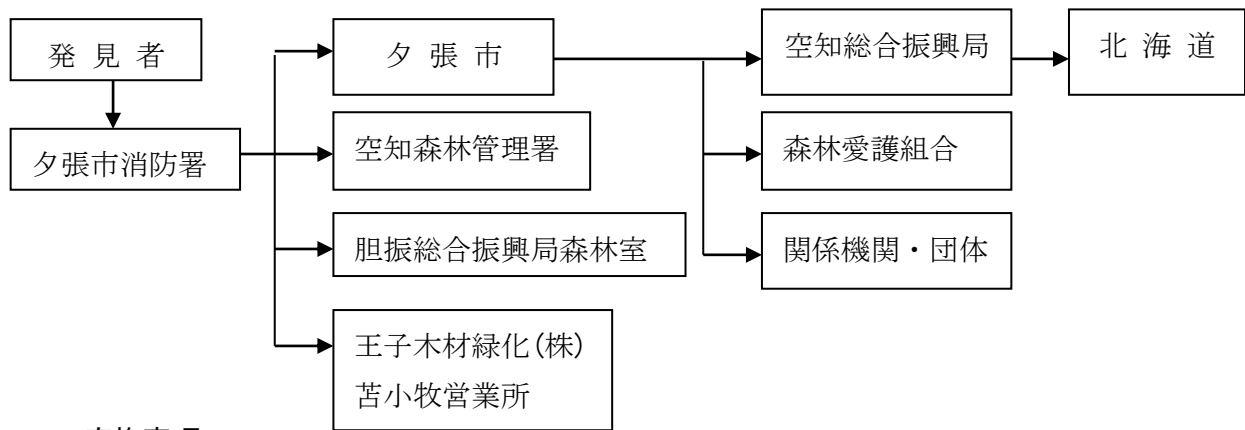
3. 伝達系統

林野火災気象通報の連絡系統は、資料第21のとおりとする。

第4 応急対策

1. 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



2. 実施事項

- (1) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (2) 関係機関は、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとし、相互に情報交換を行うとともに応急対策の調整等を行うものとする。

3. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため行う広報は、「第5章 災害応急対策計画 第2節 災害広報計画」の定めるところによるもののほか、次により実施するものとする。

(1) 被害者の家族等への広報

関係機関は、被害者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確かつ適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等への安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民への広報

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧状況
- カ その他必要な事項

4. 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害通報を受けた場合や発生するおそれのある場合は、直ちに空知総合振興局長及び関係機関に通報するとともに、その状況に応じて応急活動体制を整え、応急対策を実施するものとする。

(2) 関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、応急対策を実施するものとする。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、応急対策を行うものとする。

5. 消防活動

林野火災消防の目的は、火災を最も短時間に、最も容易に消火し、火災の拡大防止に努めることにあるので、平常時より林野火災に即応する消火体制の強化を図り消防対策の万全を図るものとする。

(1) 消火活動は、消防職員、消防団員が主体となって行うが、早期消火に努めるため、関係機関の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。

(2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、「第5章 災害応急対策計画 第22節 ヘリコプター活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施するものとする。

6. 避難措置

市関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 災害応急対策計画 第4節 避難救出計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

7. 交通規制

夕張警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 災害応急対策計画 第14節 災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

8. 自衛隊の派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、「第5章 災害応急対策計画 第19節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、知事へ自衛隊派遣を要請するものとする

9. 広域計画

市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 災害応急対策計画 第18節 広域応援要請計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第6節 航空災害対策計画

航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空機事故」という）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため、実施する応急対策活動は、次のとおりとする。

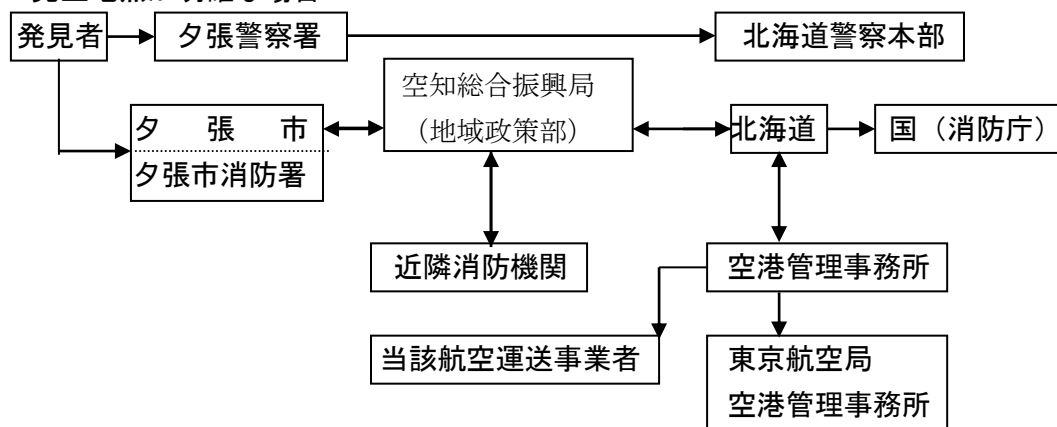
第1 災害応急対策

1. 情報通信

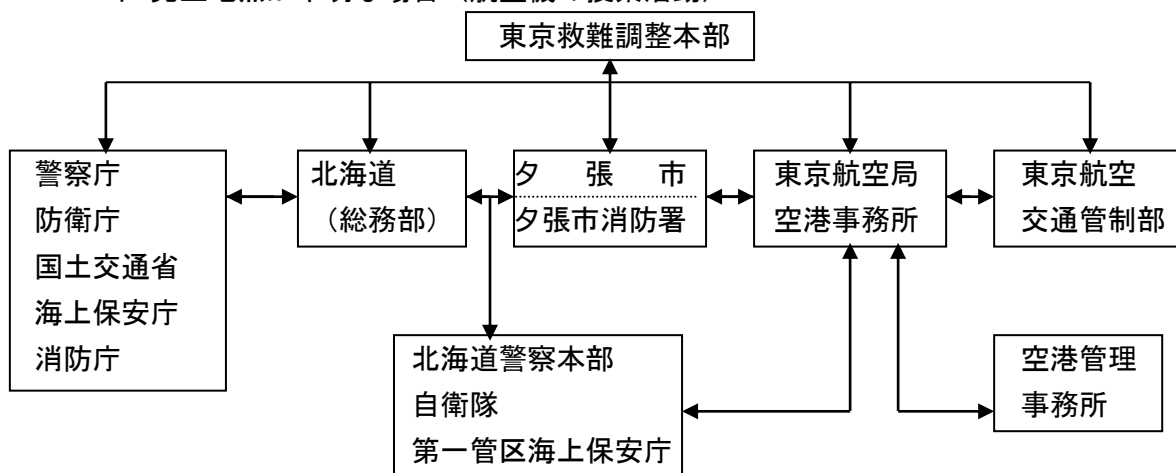
(1) 情報連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、下記のとおりとする。

ア 発生地点が明確な場合



イ 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係

機関に連絡するものとし、相互に情報交換を行うとともに応急対策の調整等を行う。

2. 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 災害応急対策計画 第2節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確かつ適切に提供するものとする。

- ア 航空災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な情報

(2) 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車等の利用により、次の事項について広報を実施するものとする。

- ア 航空災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 航空輸送復旧の見通し
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3. 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、航空災害が発生し、または発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同対策本部を設置し、応急対策を行うものとする。

4. 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第5章 災害応急対策計画 第4節 避難救出計画」の

定めによる。

5. 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、「第5章災害応急対策計画 第9節 医療計画」の定めによる。

6. 消防活動

- (1) 消防署は、「第4章 予防計画 第7節 消防計画」に基づき速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。
- (2) 航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7. 行方不明者の捜索及び死体の収容等

市等関係機関は、「第5章 災害応急対策計画 第16節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8. 交通規制

夕張警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 災害応急対策計画 第14節 災害警備計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

9. 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、「第5章 災害応急対策計画 第19節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより知事（総合振興局長）へ自衛隊の派遣を要請するものとする。

10. 広域応援

市は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には、「第5章 災害応急対策計画 第18節 広域応援要請計画」に定めるところにより、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。